

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る 競争の促進に関する法律の概要

令和 6 年 9 月
公正取引委員会

- 我が国の**経済成長のエンジン**となるべき**デジタル分野での公正な競争環境を確保**することにより、**イノベーションを活性化し、消費者の選択肢の拡大**を実現する必要がある。
 - 重要な社会基盤であるスマートフォンのアプリストア等が寡占状態である中、デジタル分野の**成長に伴う果実**を、デジタルプラットフォーム事業者のみならず、スタートアップを含む関連する事業者が、**公正・公平に享受できる環境**を実現
- 先行するEUでは新たな規制が動き出しており、**日米欧三極のデジタル市場が足並みを揃えてデジタルプラットフォーム事業者に公正な競争を求めていく**ためには、日本市場でもデジタルプラットフォーム事業者に対峙するための**新たな法律の枠組みが必要**である。



【EU】デジタル市場法の本格的運用開始（本年3月）



【米国】司法省によるデジタルプラットフォーム事業者の提訴等の動き



【英国】デジタル市場の競争環境整備のための法案が成立（本年5月）

背景・趣旨

- スマートフォンが急速に普及し、国民生活及び経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「特定ソフトウェア」という。）の提供等を行う事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態である。
- 特定ソフトウェアに係る市場においては、当該事業者の競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、これらの市場については、新規参入等の市場機能による自発的是正が困難であり、また、独占禁止法による個別事案に即した対応では立証活動に著しく長い時間を要するとの課題があることから、公正かつ自由な競争を回復することが困難である。
- こうした状況を踏まえ、スマートフォンの特定ソフトウェアについて、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境を整備する必要がある。

法律の骨子

（1）規制対象事業者の指定

公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定する（指定を受けた事業者を「指定事業者」という。）。

（2）禁止事項及び遵守事項の整備（事前規制）

特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に対して、一定の行為の禁止（禁止事項）や、一定の措置を講ずる義務付け（遵守事項）を定める。

（3）規制の実効性確保のための措置

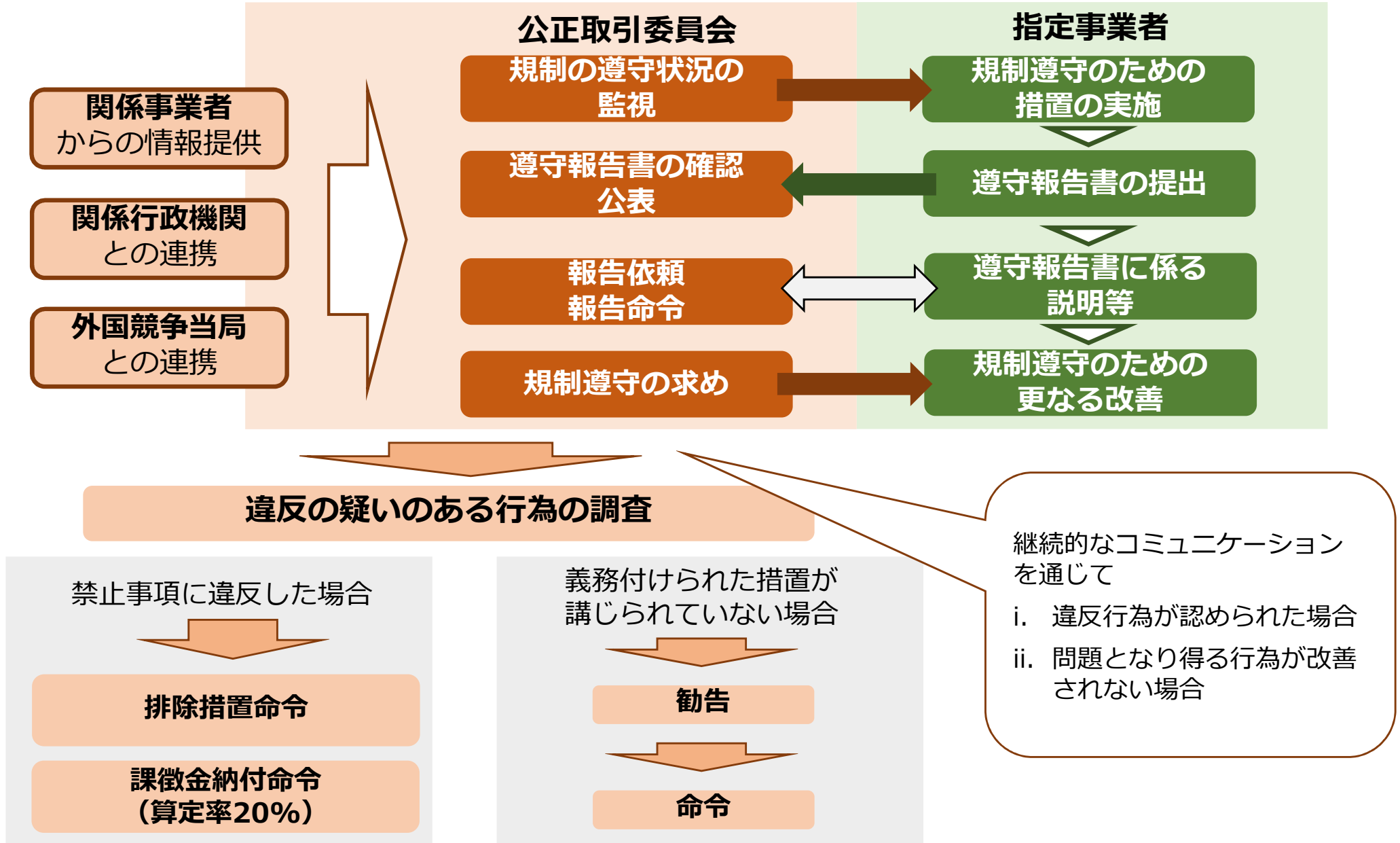
指定事業者による規制の遵守状況に関する報告、関係事業者による情報提供、関係行政機関との連携、公正取引委員会の調査権限や違反を是正するための命令、課徴金納付命令等の規定を整備する。

（4）施行期日

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、一部の規定を除く。）。

<p>(1) アプリストア間の競争制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> • アプリストアについて、自社のものに限定するなど、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならない。（※ウェブサイトからのアプリの直接のダウンロードを許容することまでは義務付けない）【第7条第1号】 ※ただし、セキュリティ、プライバシー、青少年保護等のために必要な措置であって、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合、当該措置を講じることができる（正当化事由）。
<p>指定事業者以外の課金システムの利用制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 他社の課金システムを利用しないことを条件とするなど、他社の課金システムを利用することを妨げてはならない。【第8条第1号】 ※正当化事由あり
<p>アプリ内でのユーザーへの情報提供制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> • アプリにおいて、ウェブサイトで販売するアイテム等の価格や、ウェブサイトに誘導するリンクを表示することを制限してはならない。 • ウェブサイトにおけるアイテム等の販売を妨げてはならない。【第8条第2号】 ※正当化事由あり
<p>アプリ事業者に対する不公正な取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> • アプリ事業者によるOSやアプリストアの利用条件、取引の実施について、不当に差別的な取扱いや不公正な取扱いをしてはならない。【第6条】
<p>(2) 指定事業者以外のブラウザエンジンの利用禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自社のブラウザエンジンの利用を条件とするなど、他のブラウザエンジンの利用を妨げてはならない。【第8条第3号】 ※正当化事由あり
<p>(3) 指定事業者のサービスのデフォルト設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> • デフォルト設定について、一般利用者が簡易な操作により変更できるようにしなければならない。【第12条第1号イ、第2号イ】 • ブラウザや検索等について、他の同種のサービスの選択肢を示す選択画面を表示しなければならない。【第12条第1号ロ、第2号ロ】
<p>(4) 検索における自社のサービスの優先表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 検索結果の表示において、自社のサービスを、正当な理由がないのに、競争関係にある他社のサービスよりも優先的に取り扱ってはならない。【第9条】
<p>(5) 指定事業者による不当なデータの使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 指定事業者が取得した、アプリの利用状況や売上げ等のデータについて、他のアプリ事業者等と競合するサービスの提供のために使用してはならない。【第5条】
<p>(6) OSにより制御される機能への他の事業者のアクセスの制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> • OSにより制御される機能について、他の事業者が、指定事業者がアプリにおいて利用する場合と同等の性能で利用することを妨げてはならない。【第7条第2号】 ※正当化事由あり
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • データの管理体制等の開示義務【第10条】 • データ・ポータビリティのツール提供の義務付け【第11条】 • OS、ブラウザの仕様変更等の開示義務等【第13条】

- 従来の独占禁止法の執行とは異なり、**指定事業者やアプリ事業者等のステークホルダーと継続的に対話しながら、ビジネスモデルの改善を求める**新たな規制の枠組み



①ガイドラインの策定

- 本法律において、指定事業者がセキュリティ確保等のために必要な措置を講じることができることとしているところ、その考え方の明確化を図るため、関係行政機関とも連携してガイドラインを策定予定

②関係行政機関との連携体制の整備

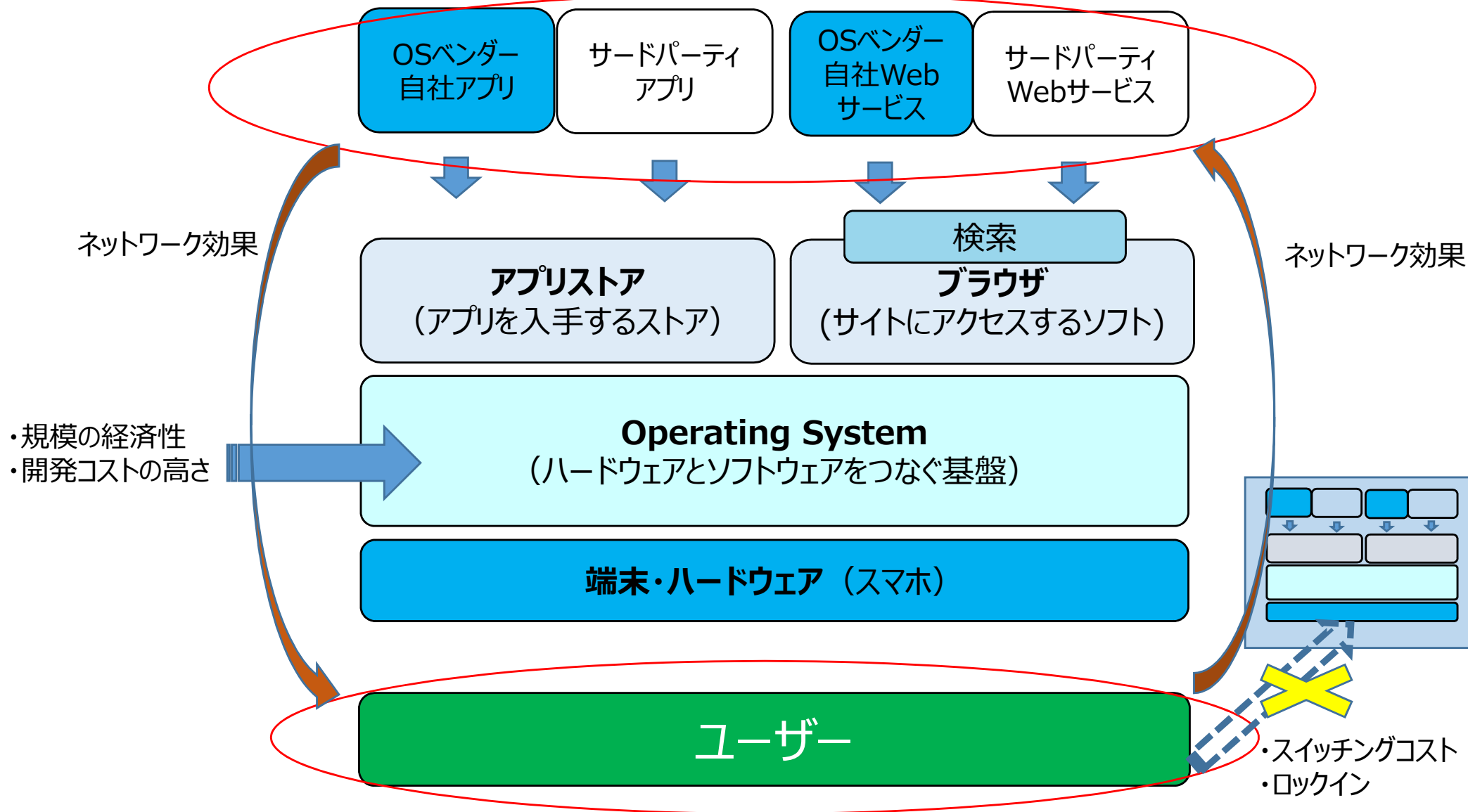
- セキュリティ、プライバシー、青少年保護等の観点から、公正取引委員会が関係行政機関に対して意見を求めることができるとともに、関係行政機関は公正取引委員会に対して意見を述べるができるとする、関係行政機関との連携について規定
- 新法の施行に伴うセキュリティ、プライバシー、青少年保護等に関し、公正取引委員会が関係行政機関と連携して円滑に対応するため、関係行政機関との連携体制を構築予定

③関係行政機関や関係団体との連携による更なる対応の検討

- アプリストアが担うべきアプリ審査等について一定の指針を示すため、セキュリティの専門家団体等によるガイドライン等の策定
- 代替アプリストアの運営事業者がセキュリティ確保等のために講じている措置やマルウェアの感染等のセキュリティインシデント情報などについての消費者に対する情報提供

参 考 资 料

- 利用者を惹きつけるアプリ等呼び込みユーザーが増加、ユーザーが増加するとエコシステムに参加するアプリ事業者等がさらに増加する**ネットワーク効果**、使い慣れ等による**スイッチが困難**、高い開発コストによる**規模の経済**。
→ これらが**高い参入障壁**となり、少数のプラットフォーム事業者による**寡占構造**に。



- デジタル市場競争会議（議長：内閣官房長官）において、令和5年6月、「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」を取りまとめ、公表。
- モバイル・エコシステムにおいて、セキュリティやプライバシーを確保しつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を受けることを目指す。
- 個々の問題に応じて、「事前規制」と「共同規制」のポリシー・ミックスで対応。

第1. エコシステム内のルール設定・変更

対応方針

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 OS、ブラウザの仕様変更等、検索のパラメータ等の変更 | 開示義務、問い合わせ等に関する体制及び手続の整備、政府によるモニタリング・レビューを導入 |
| 2 決済・課金システムの利用義務付け | 決済・課金システムの利用義務付けを禁止。アプリストアのビジネスユーザーへの利用条件等（手数料含む）を公正、合理的かつ非差別的なものとするを義務付け |
| 3 信頼あるアプリストア間の競争環境整備 | セキュリティ、プライバシーの確保等が図られているアプリ代替流通経路を実効的に利用できるようにすることを義務付け（※「ウェブサイトからアプリを直接ダウンロードすること」を認めることは義務付けない） |
| 4 ブラウザ・エンジンの利用義務付け | ブラウザ・エンジンの利用義務付けを禁止 |

第2. プリインストール、デフォルト設定

- | | |
|------------------------|--|
| 1 プリインストール、デフォルト設定 | デフォルト設定を容易に変更できるようにすること、ブラウザ、検索、ボイスアシスタントの選択画面を表示すること等を義務付け |
| 2 検索サービスを利用した自社サービスの優遇 | 検索ランキングの表示において、自社のサービスを他社の同種のサービスより有利に扱うことがないようにする（※規律の在り方については検討） |

第3. データの取得、利活用

- ① サードパーティのサービスに関係する公に入手できないデータを、自社の競合サービスの提供に利用することを禁止
- ② データの取得、使用条件や管理体制の開示義務
- ③ 効果的なポータビリティの実施促進のための無償のツール等の提供を義務付け

第4. OS等の機能へのアクセス

OS等の機能への自社と同等のアクセスを認めることを義務付け

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024（抜粋） 〈令和6年6月21日閣議決定〉

Ⅷ. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

4. スマートフォンアプリ等の競争環境の整備

デジタルプラットフォームの寡占により、スマートフォン上のアプリストアの手数料が高止まりする等の問題がある中で、スマートフォンアプリ等における公正・公平な競争環境の整備が重要である。

このような観点から、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律について、公正取引委員会が、規制対象事業者のほかアプリ事業者等の関係者と円滑にコミュニケーションを取りながら、セキュリティ確保や青少年保護等を図りつつ迅速かつ効果的に運用する。

このため、情報技術や情報セキュリティ等の高度な専門人材の登用を進める等、公正取引委員会の体制を質・量両面で抜本的に強化する。

経済財政運営と改革の基本方針 2024（抜粋） 〈令和6年6月21日閣議決定〉

3. 投資の拡大及び革新技术の社会実験による社会課題への対応

(1) DX

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律を迅速かつ効果的に運用するため、高度なデジタル専門人材の登用を進めるなど、公正取引委員会の体制を質・量両面で抜本的に強化する。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 デジタル市場の活性化やイノベーションの促進を図る観点から、特定ソフトウェアに係る市場における自由で開かれた公平・公正な競争環境の整備に取り組むとともに、セキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護、消費者保護等に関し必要な措置が講じられるように努め、競争と安全の両立の確保を図ること。この場合において、指定事業者によるセキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護等を理由とする過剰な措置が行われることのないよう、関係行政機関が連携して適切に対応すること。また、スマートフォンの安全・安心な利用と利便性確保のために、利用者に対し必要かつ十分な情報提供が行われるよう最大限努めること。
- 二 指定事業者の禁止事項及び遵守事項について、本法の運用状況の検証等を通じ、競争上の問題の大きさに比して適切な規制になるように配慮するとともに、デジタル分野における技術革新、国内投資の促進、新たなビジネス形態等にも適切に対応することができるよう、必要に応じ見直しの検討を行うこと。
- 三 指定事業者の禁止事項及び正当化事由並びに遵守事項について指定事業者が適切に対処するための指針については、関係事業者の予見可能性の確保及び競争と安全の両立が図られるよう、関係行政機関、関係有識者、関係民間事業者等を始め幅広い関係者の知見等を踏まえて可能な限り明確かつ具体的に策定するとともに、デジタル市場における情勢の変化等に対応し、適宜見直しを行うこと。また、検索エンジンに係る指定事業者の禁止行為については、検索エンジンを巡る適正な競争環境の確保に努めつつ、先行して制度の運用を行っている欧州の実施状況を分析し、検索エンジンに係る利用者のニーズへの即応性や的確性その他利用者の利便性が損なわれないよう配慮すること。
- 四 本法の規制に関して、例えば、指定事業者以外の事業者によるアプリストアの提供について、指定事業者が、不当に高額な手数料等を徴収するなどにより、事実上参入を制限することがないよう、公正取引委員会は、指針においてその考え方を明確にすること。
- 五 令和五年六月十六日に政府のデジタル市場競争会議において取りまとめられた「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」において必要性が指摘された「う回的行為の禁止」について、指針や本法の運用においてその内容の明確化を図ること。
- 六 アプリ開発者を始めとする公正取引委員会に本法の違反行為の報告及び措置の求めをした者の保護を図るため、その者に対する不利益取扱いの禁止の違反に係る本法第三十条による指定事業者に対する勧告及び命令等の必要な措置を適切に実施すること。
- 七 本法の適切な運用を確保する観点から、専門部署の設置、デジタル分野の技術やビジネスに精通した専門人材の確保等、公正取引委員会の組織・人員等の体制を抜本的に強化し、公正取引委員会の独立性を確保するとともに、関係行政機関の間の連携強化を図ること。また、幅広い民間事業者の知見等を有効に活用するよう努めること。
- 八 欧州や米国を始めとする諸外国の競争当局等との連携強化を図り、世界的なデジタル市場における競争政策の動向及び取組等を踏まえ、適時適切に必要な措置を講じること。
- 九 青少年や保護者、教育関係者等のスマートフォンの利用に係るリテラシーの向上への取組が、関係行政機関の間の連携や関係民間機関等との連携の下で行われるように努めること。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 デジタル市場の活性化やイノベーションの促進を図る観点から、特定ソフトウェアに係る市場における自由で開かれた公平・公正かつ健全な競争環境の整備に取り組むとともに、セキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護、消費者保護等に関し必要十分な措置が講じられるように努め、競争と安心・安全の両立の確保を図ること。この場合において、指定事業者によるセキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護等が確実に担保される施策を確保しつつ、一方で健全な競争が阻害される過剰な措置が行われることのないよう、関係行政機関が連携して適切に対応すること。また、スマートフォンの安全・安心な利用と利便性確保のために、利用者に対し必要かつ十分な情報提供が行われるよう最大限努めること。
- 二 指定事業者の禁止事項及び遵守事項について、本法の運用状況の検証等を通じ、競争上の問題の大きさに比して適切な規制になるように配慮するとともに、デジタル分野における知的財産の保護、技術革新、国内投資の促進、新たなビジネス形態等にも適切に対応することができるよう、必要に応じ見直しの検討を行うこと。
- 三 指定事業者の禁止事項及び正当化事由並びに遵守事項について指定事業者が適切に対処するための指針に関しては、関係事業者の予見可能性の確保及び競争と安全の両立が図られるよう、関係行政機関や有識者、民間事業者や消費者・ユーザー代表等の、幅広い関係者の知見等を踏まえて、可能な限り明確かつ具体的に策定するとともに、デジタル市場における情勢の変化等に対応し、適宜見直しを行うこと。
- 四 アプリストア等の開放により、有害・違法なアプリ等が提供されるリスクが高まることのないよう、正当化事由に関する具体的な考え方等を示す指針の策定・運用に当たっては、関係行政機関、関係団体、指定事業者を含む民間事業者や消費者・ユーザー代表等の知見を十分に活用し、セキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護、消費者保護等が確実に図られるものとなるよう取り組むこと。
- 五 指定事業者以外の事業者によるアプリストアの提供について、指定事業者が、不当に高額な手数料等を徴収する等により、事実上参入を制限することのないよう、指針においてその考え方を明確にすること。
- 六 アプリストアや検索エンジン等に係る指定事業者の禁止行為については、アプリストア及び検索エンジンを巡る適正な競争環境の確保に努めつつ、先行して制度の運用を行っている欧州の実施状況を分析し、利用者のニーズへの即応性や的確性その他利用者の利便性が損なわれないよう配慮すること。
- 七 令和五年六月十六日に政府のデジタル市場競争会議において取りまとめられた「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」において必要性が指摘された「う回的行為の禁止」について、本法による規制が容易に回避されることがないよう、指針や本法の運用においてその内容の明確化を図ること。
- 八 アプリ開発者を始め、本法の違反行為の報告及び措置の求めを公正取引委員会に行った者の保護を図るため、その者に対する不利益取扱いの禁止の違反に係る本法第三十条による指定事業者に対する勧告及び命令等の必要な措置を適切かつ確実に実施すること。
- 九 本法の適切な運用を確保する観点から、専門部署の設置、デジタル分野の技術やビジネスに精通した専門人材の確保等、公正取引委員会の組織・人員等の体制を抜本的に強化するとともに、幅広い民間事業者や消費者・ユーザー代表等の知見等を活用するよう努めること。また、公正取引委員会の独立性を確保しつつ、関係行政機関の間の連携強化を図ること。
- 十 欧州や米国を始めとする諸外国の競争当局等との連携強化を図り、世界的なデジタル市場における競争政策の動向及び取組等を踏まえ、国際協定等との整合性も十分に考慮し、適時適切に必要な措置を講ずること。
- 十一 青少年保護及び青少年の心身の健全な成長等を図る観点から、青少年や保護者、教育関係者等におけるスマートフォン等の利用に係るリテラシーの向上が図られるよう最大限努めること。また、スマートフォンの利用を巡る青少年の保護の在り方について、関連する取組の状況や課題の整理、主要各国における最近の対策の動向の把握等を踏まえつつ、法制上の措置の必要性の有無も含め、関係省庁等が連携して、具体的な方策の検討を進めること。